

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

第1節 一般廃棄物の目標値（平成32年度）

- 県や市町村における排出抑制の取組み、分別収集の推進、処理施設での資源化の取組み及び県民、事業者の自主的な取組みが今後も推進されるものとして、また、国の基本方針を踏まえて目標の設定を行いました（表5-1-1）。
- ごみ総排出量について、国の基本方針では、平成24年度に対し平成32年度において約12%削減することとなっています。県は、平成25年度の実績に対し平成32年度において12%（67,823トン）削減することを目標とします。
- 再生利用率については、国の基本方針と同様、平成32年度において27%を目標とします。
- 最終処分量について、国の基本方針では、平成24年度に対し平成32年度において約14%削減することとなっています。県は、平成25年度の実績に対し14%（8,045トン）削減することを目標とします。

表5-1-1 熊本県の一般廃棄物の目標値（熊本県）

| | 平成25年度 (実績値) | 平成32年度 (推計値) | 平成32年度 (目標値) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ごみ総排出量 | 565千トン | 534千トン | 497千トン |
| 再生利用率 | 19.7% | 20.7% | 27% |
| 最終処分量 | 57千トン | 54千トン | 49千トン |

【目標値設定の考え方】

- 次に掲げる国の基本方針の目標に即して本県の目標値を定める。

国の基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量

| | |
|-------|--------------------------------|
| 排出量 | 平成24年度に対し平成32年度において約12%削減 |
| 再生利用率 | 平成24年度の約21%から平成32年度において約27%に増加 |
| 最終処分量 | 平成24年度に対し平成32年度において約14%削減 |

- なお、比較の基準となる年については、国の平成24年度に対し、本県においては、参照できる情報として直近となる平成25年度の実績データ（「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省））と比較し目標値を設定する。

第2節 産業廃棄物の目標値（平成32年度）

- 排出事業者等の主体的な取組みが今後も引き続き推進されるものとして、また、国の基本方針を踏まえて目標値を設定しました（表5-2-1、表5-2-2）。
- なお、今回の計画においても前計画に引き続き、①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじんを控除した産業廃棄物の目標値も併せて設定します。

表 5-2-1 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含む）

| | 平成 25 年度 (実績値) | 平成 32 年度 (推計値) | 平成 32 年度 (目標値) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 排出量 | 7,114 千トン | 7,083 千トン | 7,083 千トン |
| 再生利用率 | 52% | 52% | 56% |
| 最終処分量 | 178 千トン | 177 千トン | 167 千トン |

表 5-2-2 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを控除した場合）

| | 平成 25 年度 (実績値) | 平成 32 年度 (推計値) | 平成 32 年度 (目標値) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 排出量 | 3,807 千トン | 3,792 千トン | 3,792 千トン |
| 再生利用率 | 48% | 47% | 55% |
| 最終処分量 | 109 千トン | 108 千トン | 98 千トン |

【目標値設定の考え方】

- 次に掲げる国の基本方針の目標に即して本県の目標値を定める。

国の基本方針における産業廃棄物の減量化の目標量

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 排出量 | 平成 24 年度に対し平成 32 年度において増加を約 3%に抑制 |
| 再生利用率 | 平成 24 年度の約 55%から平成 32 年度において約 56%に増加 |
| 最終処分量 | 平成 24 年度に対し平成 32 年度において約 1%削減 |

- ただし、前計画の考え方を引き継ぎ、動物のふん尿及び火力発電所のばいじんは、発生抑制が困難又は廃棄物分野からの施策が講じにくいとしているため、平成 32 年度におけるこの 2 種類は、将来推計の値で推移すると設定したうえで、動物のふん尿及び火力発電所のばいじん以外の産業廃棄物で全体の目標が達成できるように目標値を設定する。
- 最終処分量については、過去 5 年間に於いて 11.4%減という状況であり、今後 5 年間に於いても 10%削減することを目指し、98 千トン（平成 25 年度実績から約 10%減）を目標値とする。
- なお、比較の基準となる年については、国の平成 24 年度に対し、本県においては、参照できる情報として直近となる平成 25 年度の実績データ（「産業廃棄物実態調査等業務報告書（平成 27 年 2 月）」（熊本県廃棄物対策課））と比較し目標値を設定する。

第3節 関係者の役割

- 本計画の推進に当たっては、県はもとより、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体の参画と協働が必要となります。関係者の役割分担については、表 5-3-1 のとおりです。

表 5-3-1 関係者の役割分担

| 関係者 | 役割 |
|------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況の把握 ・ 循環型社会の形成に向けた取組みの推進及び関係者への助言、提案、調整、啓発等 ・ 適正処分確保のための事業者に対する指導監督等 ・ 法制度等についての国への働きかけ |
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の排出状況の把握 ・ 一般廃棄物の適正処理 ・ 一般廃棄物の減量化、リサイクルの推進（分別収集の推進、住民の自主的取組みの促進等） |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践（繰り返し使用できる商品などを選択し購入、商品故障時の修理による長期間使用、食べ残しの削減、廃棄物の分別排出による市町村等への協力等） |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者責任の原則に基づく廃棄物の適正処理 ・ 拡大生産者責任の原則を意識した商品等の製造（消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用が容易な商品製造等） ・ 商品等の修繕体制の整備 ・ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 |

第4節 取組みの方向性

(1) 施策の体系図

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

- 1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進
- 2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進
- 3 環境関連技術の研究・開発及び普及

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進
- 2 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進
- 3 各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

目的3 廃棄物の適正処理の推進

- 1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理
- 2 一般廃棄物の適正処理
- 3 産業廃棄物の適正処理

目的4 廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止

- 1 未然防止対策の強化及び原状回復

(2) 施策の概要

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進

- 県民運動の展開、買い物袋持参運動（マイバッグキャンペーン）の実施、食品廃棄物の減量化に向けた取組み、3R^{*}啓発情報誌の発行などを通じて、

※：3R

リデュース(reduce、廃棄物の排出抑制)、リユース(reuse、再使用)、リサイクル(recycle、再生利用)の3つの頭文字をとったもの。排出抑制は、廃棄物の排出自体を抑制することで、再使用、再生利用に優先される。再使用は、いったん使用された製品や部品、容器等を再度使用すること。再生利用は、廃棄物を原材料として再利用すること。

広く県民、事業者、行政などとの連携により、家庭、地域社会、学校、職場などのあらゆる場における3Rの推進を図るとともに、一般廃棄物に係る実態調査を実施し情報提供を行っていきます。

- レジ袋の無料配布中止の取組みについて、実施されていない市町村、事業者への普及を図ります。
- 市町村や一部事務組合と協議を行い、市町村が策定する一般廃棄物処理計画について、地域の実情を反映した計画となるよう技術的援助等を行います。
- 排出事業者への計画的な立入検査等監視指導の充実を図ります。
- 産業廃棄物税について、情報誌や研修会を通して周知を図るとともに、3Rコーディネーターが事業所を訪問し3Rに関する助言等を行うなど、普及啓発を推進します。
- 循環型社会の形成に向けた取組みを進めるうえで課題となる点について、県民、事業者、市町村等の要望等を踏まえながら、国へ制度の整備や見直しについて働きかけます。

2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進

- 学校教育における環境教育ガイドラインに基づき、小・中・高校の各段階で環境教育・環境学習を更に進め、年少期からごみ問題を含む環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。
- 公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」を県北の環境教育の拠点として、資源循環型社会の形成のための環境教育を中心に環境学習を実施します。
- また、県民、事業者がそれぞれ環境教育・環境学習の主体として取り組んでいけるよう、消費者団体や業界団体等とも連携を図りつつ、家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・環境学習を推進します。

3 環境関連技術の研究・開発及び普及

- 事業者や大学等との連携により、廃棄物の有効利用や再資源化等に関する技術の研究・開発の推進を図ります。

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握するとともに、県民、事業者に対し、廃棄物の排出抑制等に関する取組みを推進します。

- 市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」について、技術的援助等を行います。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」及び「長寿命化計画」の策定を支援します。
- 市町村における発電効率を高めたごみ焼却施設の整備について支援します。

2 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進

- 排出事業者が、廃棄物の減量化・リサイクルに取り組みやすいシステムの構築を行うとともに、事業者に対し、産業廃棄物税や排出抑制・再生利用に関する普及啓発を推進し、積極的に情報を提供します。
- 排出事業者等が行うリサイクルの研究・技術開発を支援します。
- バイオマスの種類・性質及び地域の実情に応じた活用システムの構築や、有用な地域資源としての新たな価値をバイオマスに付与する取組みに対し、必要な支援を行います。

3 各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

- 循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が地域において円滑に施行されるよう、説明会やパンフレット等による普及啓発や関係者間の調整に努めます。

目的3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- 一般廃棄物の焼却施設や資源化施設などによるごみ処理について、適正な処理を推進するため、市町村に対して施設の維持管理等に係る助言・指導を行います。
- 市町村によるごみ焼却施設の集約化や広域的な処理に向けた取組みを支援します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、環境に配慮した施設整備を推進します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「長寿命化計画」の策定を支援し、既存施設の有効利用が図られるよう支援します。

2 一般廃棄物の適正処理

- 海岸域の漂着物等の回収・処理について、関係機関やNPO法人等と連携

し海岸漂着物等の適正な処理に努めます。また、県民への海岸漂着物等の発生抑制に関する啓発についても努めていきます。

- 生活排水の適正な処理を推進するため、施設の整備を図るとともに生活排水対策の普及啓発を図ります。
- 「熊本県地域防災計画」との整合を取りつつ、市町村や関係団体との連携、研修等を通じた人材育成等、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理ができる体制を整えます。
- 市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

3 産業廃棄物の適正処理

- 排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理する責任を有しているため、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に従った適正処理を指導します。排出事業者には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用を推進し、電子マニフェストの普及を推進します。
- 処理業者による適正処理を推進するため、指導の徹底、優良な処理業者の育成等を推進します。
- 県内で発生する産業廃棄物は、県内で処理することを目指して処理体制の確保に努めます。
- 最終処分については、民間事業者による施設だけでは依然として厳しい状況にあるため、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」の活用による長期的、安定的な処理体制の維持に努めます。
- 管理型最終処分場の施設整備を促進するための立地交付金や既存最終処分場の立地に対する理解促進を図るための周辺環境整備補助金を交付します。
- 排出事業者及び処理業者等が行う適正処理の研究・技術開発を支援します。
- PCB廃棄物の期限内処理を目指して、未届出のPCB含有機器掘り起し調査などを行います。

目的4 廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止

1 未然防止対策の強化及び原状回復

- 不法投棄監視の取組みを強化するため関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、原状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

第5節 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」を中心に、庁内関係部局が連携して本県の循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

(2) 計画の進行管理

- 本計画を着実に推進するため、毎年度、廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等の状況、施策・事業の実施状況について把握・検証し、計画の進行管理を行います。また、その結果を県のホームページ等に掲載し、広く県民に情報提供します。